

西宮市立共同利用施設使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立共同利用施設条例（昭和46年西宮市条例第67号。以下「条例」という。）及び西宮市立共同利用施設条例施行規則（昭和46年西宮市規則第22号。以下「規則」という。）に基づき、西宮市立共同利用施設（以下「施設」という。）を、公共用飛行場周辺における航空機騒音により日常生活が著しく阻害されている地区の住民の学習、集会、休養及び保育の場として使用に供するため必要な事項を定める。

(使用者基準)

第2条 使用申込みができる者は、本市在住、又は市内の学校及び事業所等に通学、通勤している者とする。

(使用許可申請の受付)

第3条 施設の使用許可申請の受付日時は別表のとおりとし、この間に使用する施設へ使用許可申請書を提出しなければならない。ただし、公用使用に関する受付開始日については別表の規定にかかわらず、随時受付するものとする。

(使用回数)

第4条 集会室、会議室及び和室の使用は、月に4回以内とする。ただし、次の場合は、部屋が空いていれば、月に4区分を超える使用の申込みを受け付ける。

- (1) 利用日当日の午前9時以降に、午前の申込みがあった場合。
- (2) 利用日当日の午後0時半以降に、午後の申込みがあった場合。
- (3) 利用日当日の午後4時半以降に、夜間の申込みがあった場合。

2 前項の規定にかかわらず、同じ日の午前、午後、夜間の3区分を連續して使用することはできない。

(使用制限)

第5条 条例第4条の規定による施設の使用を許可しない者については、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 暴力団関係者等の集会等。
- (2) 危険物を持ち込む集会等。
- (3) 飲酒・飲食を主たる目的とするとき。
- (4) 中学生以下の者だけの集会で、保護者等の同意書又は付き添いのないとき。
- (5) 使用人数が3人以下のとき（学習室、休養室を除く）。
- (6) 近隣に迷惑がおよぶおそれがあるとき。

(7) その他、市長が使用を不適当と認めるとき。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、施設の使用にあたって、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 使用にあたっては、必ず事務室係員に申し出ること。
- (2) 収容人員は、使用部屋の定員を超えないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲酒、飲食し、又は喫煙その他火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで、物品の販売、宣伝等の行為をしないこと。
- (5) 許可を受けないで、施設内に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 許可を受けないで、物品等付属施設を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (7) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかけないこと。
- (8) 持ち込みのラジカセ、DVD等物品の使用の時は必ず事務室係員に申し出ることとし、また使用後は部屋にそのまま放置しないこと。
- (9) 施設内を不潔にしないこと。
- (10) 施設内では、所定の場所以外に出入りしないこと。
- (11) 使用時間は厳守し、使用が終了した時は、必ず原状に回復すること。
- (12) 駐車場のない施設へは、自動車での乗り入れを避けること。
- (13) 建物又は物品を損傷、滅失した時は、その損害を賠償すること。

付 則

この要綱は、平成22年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年11月1日から適用する。

別表（第3条関係）

施設名	受付開始日	受付日時
上甲子園センター	使用する日の前月の1日（1月は4日）からとする。 ただし、受付開始日が土曜・日曜・祝日の場合は、その翌日とする。	土曜・日曜・祝日を除く 午前9時から午後4時45分まで
甲東センター・	同上	土曜・日曜・祝日を除く

鳴尾中央センター		午前 9 時から午後 5 時 まで
上記以外の施設	使用する日の前月の 1 日（1 月は 4 日）からと する。	午前 9 時から午後 5 時 まで